

長 建 協 発 第 4 1 号
平成 2 2 年 4 月 3 0 日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

公 正 な 採 用 選 考 に つ い て

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、採用選考の過程において、依然として就職差別に繋がるおそれのある質問をするなどの不適正な事象が見受けられております。

このため、厚生労働省職業安定局では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 1 4 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行っております。

さらに、最近では、社会全体における人権意識の高まりを背景に、企業の社会的責任として労働の面においても、労働者のかけがえのない個性や能力を生かせるようにしていくことが企業に求められており、公正な採用選考システムの確立は益々重要になってきております。

つきましては、採用選考時に就職差別に繋がるおそれのある事象が発生しないよう、また、応募社用紙等の適正化を図るよう長崎労働局を通じ厚生労働省職業安定局長より要請がありましたのでお知らせ申し上げますとともに、別添のとおり会員専用ホームページに掲載しておりますことを申し添えます。